

重ねて即時帰国を求めめる

産経新聞の加藤達也前ソウル支局長に対する韓国当局の出国禁止措置が7日で8カ月となる。

出国禁止の期限は15日に迫っている。いたずらに期限延長を繰り返すことなく、前支局長を日本に帰してほしい。

前支局長は、韓国の朴槿恵大統領に関するコラムをめぐり、名誉毀損で在宅起訴され、公判中だ。

昨年8月に始まる出国禁止措置は期間の延長を繰り返して、15日に延長されれば9回目となる。あまりに長すぎる。前支局長は昨年10月、東京本社編集局社会部への異動発令を受けたが、帰国できないため、本来の取材活動に従事することができていない。

前支局長はソウル中央地裁で行われている公判に出廷し、誠実に対応してきた。今後の公判についても出廷を約束し、産経新聞社はこの保証を上申書を提出している。争点はコラムの公益性の有無であり、隠蔽すべき証拠はない。逃亡の可能性もない。

韓国の出入国管理法第4条は「出国を禁止する必要があると認められる際には直ちに出国禁止を解除しなければならぬ」とあり、第6条には「必要最小限の範囲で行われなくてはならない」とある。

8カ月に及ぶ出国禁止は違法状態だともいえる。

朴大統領は2月、自民党の二階俊博総務会長に対し、前支局長の問題について「司法の場に移っており、司法の判断に委ねるしかない」と述べたとされる。

この発言について、衆院外務委員会では民主党の長島昭久氏が「(朴大統領の)事実誤認ではなにか」と質問し、岸田文雄外相は「出国禁止に関しては行政の関わる問題と考える」と答弁した。

出国禁止の措置を取り続けているのは韓国の検察であり、延長や解除の判断は法務大臣の名で行われる。検察は行政庁であり、事実上、大統領府の指揮下にある。大統領の判断で、出国禁止措置を解除することは可能なのだ。

加えて朴大統領は公判の「被害者」でありながら、被害感情も処罰意思も明らかにしていない。公人の中の公人である大統領として、報道に被害感情を有し、本当に処罰を求めているのか。これが否定されれば、罪は成立しない。

この問題に関して、朴大統領が「われ関せず」を通すことはできない。その認識の上に立ち、正常な判断を期待したい。